

(別紙1) 環境管理物質管理標準

Ver.13.0

2012年10月18日 制定

2024年 8月 1日 改訂

デクセリアルズ株式会社

この環境管理物質管理標準において明示的に規定されていない物質であっても、各国、又は地域の法令により使用が禁止、又は制限されているものについては、それらの法令に従わなければならない。

目次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 環境管理物質の管理基準	5
4.1 環境管理物質	5
表1. レベル1物質（即時禁止）	
表2. レベル2物質（期日の到来をもって禁止）	
表3. レベル3物質	
付表1. 例示物質	
付表2. EU RoHS指令の適用除外項目	
付表3. その他規制の適用除外項目	
4.2 製品に使用される副資材に関する追加事項	23
表4. 副資材の具体例	
5. 環境管理物質の含有確認結果 ご報告のお願い	25
様式1. 環境管理物質管理標準確認報告書	
6. 問い合わせ先	26
改訂履歴	27

1. 目的

この管理標準は、デクセリアルズ（以下、弊社）製造拠点が生産・販売・頒布する製品・試作品及びそれらを構成する部品・原材料・副資材に含有される環境管理物質について、使用を禁止する物質、全廃をめざす物質および適用除外項目を明確にし、以下の1)～3)を目的とする。

- 1) 法令遵守
- 2) 生産・販売・頒布する製品・試作品への混入防止
- 3) 地球環境保全および生態系に対する影響の軽減

2. 適用範囲

- ・デクセリアルズグループ及び委託先が製造した製品、試作品
- ・上記を構成する半製品、部品、原材料、副資材

3. 用語の定義

この管理標準では、以下のように用語を定義する。

(1) 環境管理物質

部品・原材料・副資材等に含有される物質の内、地球環境と人体に著しい環境影響（側面）を持つと弊社が判断した物質。

(2) 管理水準

以下の3種類の管理水準と適用除外で管理をする。 ※新たに含有が判明した場合は、直ちにご報告をお願い致します。

a) レベル1（即時禁止）

製品・試作品及び部品・原材料・副資材に使用することを禁止。

b) レベル2（期日の到来をもって禁止）

表に定める期日の到来をもって「レベル1」にするもの。

c) レベル3

弊社内の管理のために使用状況の把握を行うもの。

d) 適用除外

法規制除外項目等を考慮し、レベル1～3 の対象から除くもの。

(3) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、添加、充填、混入、付着等により、製品を構成する部品・原材料・副資材、それらに使用される材料に残存すること。

加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入、付着し残存する場合も含有として扱う。

(4) 意図的添加

特定の特性、外観、性質、属性、品質をもたらすために、意図的な添加、充填、混入、付着により、製品を構成する部品・原材料・副資材、それらに使用される材料に物質が残存すること。

(5) 部品、原材料、副資材

部品・原材料：弊社の製品・試作品を構成するもの

副資材：弊社の製品・試作品自体を構成するものではないが、弊社の製品・試作品とともに出荷されるもの

(6) 製品、試作品

- 1) デクセリアルズグループで設計・製造し、販売、貸与、頒布する製品・試作品
- 2) デクセリアルズグループが第三者に設計・製造のいずれか又は両方を委託し、デクセリアルズの商標を付して販売、貸与、頒布する製品・試作品
- 3) デクセリアルズグループが第三者から設計・製造のいずれか又は両方の委託を受けた製品・試作品
(但し、当該第三者から指定された部品・材料は除く)

(7) 半製品

デクセリアルズグループ及び委託先が製造した製品・試作品を構成する加工品

(8) 均質材料

全体が均一構成になっている単一材料、機械的行為（ネジ外し、切断、押しつぶし、破砕、研磨加工等）により異なる材料に解体、又は分離できない複数の材料で構成される材料）

(9) 成形品（アーティクル）

製造中に与えられた特定の形状、外見、デザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけている物体。（例：容器、箱、フィルム、袋、シート、トレイ等）

(10) 閾値レベル

それぞれの「管理水準」で、管理が要求される条件、濃度限界値。

（注）当該濃度限界値以上を対象とする。

（注）閾値レベルに、例えば、意図的添加と数値といった複数の閾値レベルが示されている場合は、何れも満たす必要がある。

(11) 納入禁止時期

部品・原材料・副資材のデクセリアルズグループへの納入を禁止する時期。

(12) この管理標準におけるプラスチック

プラスチックとは合成高分子物質から形成されている材料、又は素材

（注）合成高分子とは、分子量10,000以上からできる繊維、フィルム、粘着テープ、成形製品、合成ゴム製品、植物原料プラスチック、接着剤等。無機高分子は、合成高分子として扱わない。

（注）天然の樹脂が上記の合成高分子物質と合成された場合はプラスチックとする。

(13) デクセリアルズグループ

デクセリアルズ(株)、デクセリアルズフォトニクスソリューションズ(株)

4. 環境管理物質の管理基準

4.1 環境管理物質

この管理基準で対象としている環境管理物質名

環境管理物質名一覧

管理水準（レベル）				物質名
1	2	3	適用除外	
○			○	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）
○			○	フタル酸ジブチル（DBP）
○			○	フタル酸ブチルベンジル（BBP）
○			○	フタル酸ジイソブチル(DIBP)：ジイソブチル＝フタラート
○			○	カドミウム及びカドミウム化合物
○			○	鉛及び鉛化合物
○			○	水銀及び水銀化合物
○				六価クロム化合物
○				ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）
○				ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）
○				ヘキサブロモシクロデカン（HBCDD）
○				ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）及び特定代替品
○				ポリ塩化ナフタレン類（PCN類）
○				ポリ塩化ターフェニル類（PCT類）
○				短鎖型塩化パラフィン類（炭素数10～13）（SCCP）

管理水準 (レベル)				物質名
1	2	3	適用除外	
○				トリス (2-クロロエチル) =ホスファート (TCEP)
○				トリス (1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート (TCPP)
○				トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) ホスファート (TDCPP)
○				フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)
○				オゾン層破壊物質 (ODS)
○				ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体 (PFOS)
○			○	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩
○				ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の関連物質
○				三置換有機スズ化合物
○			○	ジブチルスズ (DBT) 化合物
		○		ジブチルスズ (DOT) 化合物
○				酸化ベリウム
○				二塩化コバルト
		○		ニッケル及びニッケル化合物
○				アスベスト
		○		フタル酸ジイソノニル (DINP)
		○		フタル酸ジイソデシル (DIDP)
		○		フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)
		○		ホルムアルデヒド

管理水準 (レベル)				物質名
1	2	3	適用除外	
○				2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)
○				ジメチル=フマラート (DMF)
		○		多環芳香族炭化水素(PAH)
		○		一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料
		○		臭素系難燃剤 (BFR)
		○		塩素系難燃剤 (CFR)
		○		フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)
		○		過塩素酸塩
		○		放射性物質
○				ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩
○				PFHxS関連物質
		○		ハロゲン系難燃剤 (臭素系難燃剤と塩素系難燃剤除く)
○				ハロゲン系難燃剤
○				C9-C14 ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質
○				長鎖 (C9-C21) ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質
		○		ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩及び関連物質
		○		デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)
○			○	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカフルオロヘキサフルオロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタヘカ-7,15ジエン ("デクロンプラス"™)

管理水準 (レベル)				物質名
1	2	3	適用除外	
○				ヘキサクロロベンゼン (HCB)
○			○	リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1))
○				ペンタクロロチオフェノール (PCTP)
○			○	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP)
○				ヘキサクロロブタジエン (HCBД)
○				ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル
		○		ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS : レベル1物質のPFOA / PFOS / PFHxS / PFCAs / LCPFCA 等を除く)
		○		EU REACH 規則 SVHC認可候補物質
○			○	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) 及びペルフルオロアルキルスルホン酸化合物
○				TSCA 第一次優先10物質
		○		TSCA 高優先20物質
		○		ポリ塩化ビニル (PVC) 及びPVC 混合物
		○	○	TSCA SNUR対象物質
○			○	UV-328

表1. レベル1物質（即時禁止）

No.	化学物質名	CAS No.	閾値レベル	適用除外	主な参照法規制
1	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）	117-81-7	均質材料中の1000ppm（0.1重量％）以上の含有	付表2 参照	EU RoHS/REACH US カリフォルニア州 プロポジション65
2	フタル酸ジブチル（DBP）	84-74-2	均質材料中の1000ppm（0.1重量％）以上の含有		EU RoHS/REACH US カリフォルニア州 プロポジション65
3	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	85-68-7	均質材料中の1000ppm（0.1重量％）以上の含有		EU RoHS/REACH US カリフォルニア州 プロポジション65
4	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	84-69-5	均質材料中の1000ppm（0.1重量％）以上の含有		EU RoHS/REACH US カリフォルニア州 プロポジション65
5	カドミウム及びカドミウム化合物	—	均質材料中の100ppm（0.01重量％）以上の含有		EU RoHS/REACH US カリフォルニア州 プロポジション65 韓国RoHS等
6	鉛及び鉛化合物	—	均質材料中の1000ppm（0.1重量％）以上の含有		EU RoHS/REACH US カリフォルニア州 プロポジション65 韓国RoHS 等
7	水銀及び水銀化合物	—	・意図的添加 ・均質材料中の1000ppm（0.1重量％）以上の含有		EU RoHS/REACH US カリフォルニア州 プロポジション65 韓国RoHS 等
8	六価クロム化合物	—	均質材料中の1000ppm（0.1重量％）以上の含有	—	EU RoHS/REACH US カリフォルニア州 プロポジション65 韓国RoHS 等
9	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	付表1 No.1 参照	・意図的添加 ・均質材料中の1000ppm（0.1重量％）以上の含有	—	EU RoHS

表1. レベル1物質（即時禁止）

No.	化学物質名	CAS No.	閾値レベル	適用除外	主な参照法規制
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	付表1 No.2 参照	・意図的添加 ・均質材料中の500ppm (0.05重量%) 以上の含有	-	EU RoHS EU POPs
11	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	付表1 No.3 参照	・意図的添加 ・100ppm (0.01重量%) 以上の含有	-	EU REACH EU POPs
12	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) 及び特定代替品	付表1 No.4 参照	意図的添加	-	EU REACH EU POPs
13	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN類)	付表1 No.5 参照	意図的添加	-	EU REACH EU POPs
14	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	61788-33-8	50ppm (0.005重量%) 以上の含有	-	EU REACH
15	短鎖型塩素化パラフィン類 (炭素数10~13) (SCCP)	付表1 No.6 参照	・意図的添加 ・10000ppm (1重量%) 以上の含有 ・成形品中1500ppm (0.15重量%) 以上の含有	-	EU REACH EU POPs
16	トリス (2-クロロエチル) =ホスファート (TCEP)	115-96-8	1000ppm (0.1重量%) 以上の含有	-	USA D.C. Flame Retardant
17	トリス (1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート (TCPP)	13674-84-5	1000ppm (0.1重量%) 以上の含有	-	USA D.C. Flame Retardant
18	トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) ホスファート (TDCPP)	13674-87-8	1000ppm (0.1重量%) 以上の含有	-	USA D.C. Flame Retardant
19	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)	付表1 No.7 参照	意図的添加	-	EU ODS/F-gas 等
20	オゾン層破壊物質 (ODS)	付表1 No.8 参照	意図的添加	-	EU ODS/F-gas 等

表1. レベル1物質（即時禁止）

No.	化学物質名	CAS No.	閾値レベル	適用除外	主な参照法規制
21	ペルフルオロオクタンスルホン酸およびその誘導体(PFOS)	—	・意図的添加 ・10ppm (0.001重量%) 以上の含有 (PFOSの合計として)	EU POPs	EU POPs
22	ペルフルオロオktan酸 (PFOA) とその塩	付表1 No.9 参照	・意図的添加 ・25 ppb (0.000025重量%) 以上の含有 (PFOAとその塩の合計として)	付表3参照	EU POPs
23	ペルフルオロオktan酸 (PFOA) の関連物質	付表1 No.10 参照	・意図的添加 ・1ppm (0.0001重量%) 以上の含有 (関連物質又はそれらの組合せとして)	—	EU POPs
24	三置換有機スズ化合物	付表1 No.11 参照	・意図的添加 ・1000 ppm (0.1重量%) 以上の含有 (スズ元素として)	—	EU REACH
25	ジブチルスズ (DBT) 化合物	付表1 No.12 参照	1000ppm (0.1重量%) 以上の含有 (スズ元素として)	付表3参照	EU REACH
26	酸化ベリリウム	1304-56-9	1000ppm (0.1重量%) 以上の含有	—	(Guidance) EICTACECED
27	二塩化コバルト	7646-79-9	意図的添加	—	EU REACH 韓国 有毒・重点管理物質
28	アスベスト	付表1 No.14 参照	意図的添加	—	EU REACH
29	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	・意図的添加 ・1000ppm (0.1重量%) 以上の含有	—	EU REACH
30	ジメチル=フマラート (DMF)	624-49-7	0.1ppm (0.00001重量%) 以上の含有	—	EU REACH
31	ペルフルオロヘキサ-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩	—	25ppb (0.000025重量%) 以上の含有 (PFHxSとその塩の合計として)	—	EU POPs

表1. レベル1物質（即時禁止）

No.	化学物質名	CAS No.	閾値レベル	適用除外	主な参照法規制
32	PFHxS関連物質	-	1ppm (0.0001重量%) 以上の含有 (関連物質またはそれらの組合せとして)	-	EU POPs
33	ハロゲン系難燃剤	-	・意図的添加 ・均質材料中のハロゲン元素の総量 1000 ppm (0.1重量%) 以上の含有 (PBB類、PBDE類を含む)	-	EU RoHS指令
34	C9-C14 ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質	-	・25ppb (0.000025重量%) 以上の含有 (C9-C14とその塩の合計として) ・260ppb (0.000026重量%) 以上の含有 (関連物質又はそれらの組合せとして)	-	EU REACH
35	長鎖 (C9-C21) ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質	-	意図的添加	-	カナダ特定有害物質禁止規則
36	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	118-74-1	・意図的添加 ・10ppm (0.001重量%) 以上の含有	-	EU POPs
37	リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1))	68937-41-7	意図的添加	付表3参照	US TSCA
38	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	意図的添加	-	US TSCA
39	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP)	732-26-3	意図的添加	付表3参照	US TSCA
40	ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	87-68-3	意図的添加	-	US TSCA
41	ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル	付表1 No.19 参照	5ppm (0.0005重量%) 以上の含有	-	EU POPs

表1. レベル1物質（即時禁止）

No.	化学物質名	CAS No.	閾値レベル	適用除外	主な参照法規制
42	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸（LCPFACs）及び ペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	付表1 No.20 参照	意図的添加	付表3参照	US TSCA カナダ特定有害物質禁止規則
43	TSCA 第一次優先10物質	付表1 No.21 参照	意図的添加	—	US TSCA
44	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18 -ドデカフルオロヘキサカド[12.2.1.16,9.02, 13.05,10]ヘキサフルオロヘプタフルオロ (デクロンプラス)	13560-89-9	意図的添加	付表3参照	US TSCA POPs条約 カナダ特定有害物質禁止規則 化審法
45	UV-328	25973-55-1	意図的添加	付表3参照	POPs条約 化審法

表2. レベル2物質（期日の到来をもって禁止）

No.	化学物質名	CAS No.	閾値レベル	禁止開始時期	主な参照法規制

表3. レベル3物質

No.	化学物質名	CAS No.	閾値レベル	適用除外	主な参照法規制
1	ジオクチルスズ (DOT) 化合物	付表1 No.13 参照	含有	-	EU REACH
2	ニッケル及びニッケル化合物	-	含有	-	EU REACH
3	フタル酸ジイソノニル (DINP)	付表1 No.15 参照	含有	-	US カリフォルニア州 プロポジション65 EU REACH
4	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	付表1 No.16 参照	含有	-	US カリフォルニア州 プロポジション65 EU REACH
5	フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)	117-84-0	含有	-	EU REACH
6	ホルムアルデヒド	50-00-0	含有	-	US TSCA Title VI EU REACH 等
7	多環芳香族炭化水素 (PAH)	付表1 No. 17 参照	含有	-	EU REACH
8	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	付表1 No 18 参照	含有	-	EU REACH
9	臭素系難燃剤 (BFR)	PBB類、PBDE類及び HBCDDを除く	含有	-	EU ロンドン指令 IPC-4101 IEC 61249-2-21 JEDEC JS709
10	塩素系難燃剤 (CFR)	TCEP、TCPP、 TDCPPを除く	含有	-	EU ロンドン指令 IPC-4101 IEC 61249-2-21 JEDEC JS709
11	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	84-75-3	含有	-	EU REACH US カリフォルニア州 プロポジション65
12	過塩素酸塩	-	含有	-	EU Battery Directive 2006/66/EC, Canada Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254; 等

表3. レベル3物質

No.	化学物質名	CAS No.	閾値レベル	適用除外	主な参照法規制
13	放射性物質	-	含有	-	US NRC Regulation
14	ハロゲン系難燃剤 (臭素系難燃剤と塩素系難燃剤除く)	-	含有	-	EU 11763指令
15	ペルフルオロヘキサ酸 (PFHxA) と その塩及び関連物質	付表1 No.22 参照	含有	-	EU REACH
16	デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	84852-53-9	含有	-	US TSCA POPs カナダ特定有害物質禁止規則
17	ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS: レベル1物質のPFOA, PFOS, PFHxS, PFCAs, LCPFCA等を除く)	付表1 No.23 参照	含有	-	EU REACH US State of Maine等
18	EU REACH 規則 (*) SVHC認可候補物質	付表1 No.24 参照	含有	-	EU REACH
19	TSCA 高優先20物質	付表1 No.25 参照	含有	-	US TSCA
20	ポリ塩化ビニル (PVC) 及びPVC 混合物	-	含有	-	-
21	TSCA SNUR対象物質 (*)	-	含有	-	US TSCA Section 5

注意) (*) については、対象物質リストは常に更新されるため、新たに追加された物質の含有が判明した場合は、直ちにご報告をお願い致します。

付表1. 例示物質

注意) 代表の化学物質名・CAS No.を記載しており、全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質名	CAS No.
1	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	67774-32-7
		59536-65-1
		92-86-4
		2052-07-5
		2113-57-7
		92-66-0
		59080-34-1
		40088-45-7
		56307-79-0
		36355-01-8
		36402-15-0
		55066-76-7
		59080-40-9
		59261-08-4
		60044-26-0
		67888-98-6
		67888-99-7
		69278-59-7
		77607-09-1
		82865-89-2
		82865-90-5
		82865-91-6
		84303-47-9
		84303-48-0
		93261-83-7
		119264-50-5
		119264-51-6
		119264-52-7
		119264-53-8
		120991-47-1
		120991-48-2
		35194-78-6
		61288-13-9
27753-52-2		
13654-09-6		
その他		

No.	化学物質名	CAS No.
2	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	1163-19-5
		32536-52-0
		36483-60-0
		31153-30-7
		35854-94-5
		68631-49-2
		116995-33-6
		207122-15-4
		32534-81-9
		60348-60-9
		189084-65-9
		101-55-3
		2050-47-7
		49690-94-0
		40088-47-9
		5436-43-1
		93703-48-1
		103173-66-6
		68928-80-3
		116995-32-5
117948-63-7		
207122-16-5		
446255-22-7		
63936-56-1		
その他		
3	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	25637-99-4
		3194-55-6
		134237-51-7
		134237-50-6
		134237-52-8
		その他

No.	化学物質名	CAS No.
4	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) 及び特定代替品	1336-36-3
		31472-83-0
		2050-68-2
		25512-42-9
		2437-79-8
		15968-05-5
		26914-33-0
		2051-24-3
		7012-37-5
		16606-02-3
		25323-68-6
		53742-07-7
		35065-28-2
		33979-03-2
		26601-64-9
		28655-71-2
		25429-29-2
53469-21-9		
27323-18-8		
76253-60-6 (特定代替品)		
81161-70-8 (特定代替品)		
99688-47-8 (特定代替品)		
その他		
5	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN類)	70776-03-3
		1321-65-9
		1335-88-2
		1321-64-8
		2234-13-1
その他		
6	短鎖型塩素化パラフィン類 (炭素数10~13) (SCCP)	71011-12-6
		85535-84-8
		85536-22-7
		85681-73-8
		108171-26-2
その他		

付表1. 例示物質

注意) 代表の化学物質名・CAS No.を記載しており、全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質名	CAS No.
7	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)	75-46-7
		75-10-5
		593-53-3
		354-33-6
		359-35-3
		811-97-2
		430-66-0
		420-46-2
		75-37-6
		431-89-0
		690-39-1
		679-86-7
		138495-42-8
		677-56-5
		431-63-0
		460-73-1
		406-58-6
		75-73-0
		76-16-4
		76-19-7
		355-25-9
115-25-3		
678-26-2		
355-42-0		
2551-62-4		
その他		
8	オゾン層破壊物質 (ODS)	https://www.env.go.jp/earth/ozone/montreal_protocol.html (環境省サイト参照：モントリオール議定書 付属書A,B,C,Eの物質)
9	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩	335-67-1
		3825-26-1
		335-95-5
		2395-00-8
		335-93-3
		335-66-0
		376-27-2
		3108-24-5
		その他

No.	化学物質名	CAS No.
10	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の関連物質	関連物質とは下記の物質 別の炭素原子に直接結合するC7F15-の直鎖又は分岐ペルフルオロヘプチル基を構成要素の1つとして有する全ての関連物質(その塩およびポリマーを含む)。C8F17-の直鎖又は分岐ペルフルオロオクチル基を構成要素の1つとして有する全ての関連物質(その塩およびポリマーを含む)。但し、下記の物質を除く： ・ C8F17-X (X=F,Cl,Br) ・ C8F17-C (=O) OH, C8F17-C (=O) O-X' 又はC8F17-CF2- X 'C8F17-CF2- X' (X '=任意の基、塩を含む)
		1461-23-0
		56-35-9
		668-34-8
		639-58-7
		76-87-9
		1803-12-9
		379-52-2
		900-95-8
		18380-71-7
11	三置換有機スズ化合物	18380-72-8
		47672-31-1
		94850-90-5
		7094-94-2
		2155-70-6
		6454-35-9
		24291-45-0
		1983-10-4
		7304-48-5
		31732-71-5
		56323-17-2
		56-36-0
		3090-36-6
		4782-29-0
		6517-25-5
		14275-57-1
		24291-45-0
1461-22-9		
7342-38-3		
85409-17-2		
26239-64-5		
67772-01-4		
その他		

No.	化学物質名	CAS No.
12	ジブチルスズ (DBT) 化合物	818-08-6
		683-18-1
		77-58-7
		7324-74-5
		78-04-6
		1067-33-0
その他		
13	ジオクチルスズ (DOT) 化合物	870-08-6
		3542-36-7
		16091-18-2
		26401-97-8
		3648-18-8
その他		
14	アスベスト	1332-21-4
		132207-32-0
		132207-33-1
		12001-28-4
		12001-29-5
		12172-73-5
		77536-67-5
		77536-68-6
		77536-66-4
		その他
15	フタル酸ジイソニル (DINP)	28553-12-0
		68515-48-0
その他		
16	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	26761-40-0
		68515-49-1
その他		
17	多環芳香族炭化水素 (PAH)	50-32-8
		192-97-2
		56-55-3
		218-01-9
		205-99-2
		205-82-3
		207-08-9
		53-70-3
		その他

付表1. 例示物質

注意) 代表の化学物質名・CAS No.を記載しており、全てを網羅するものではありません。

No.	化学物質名	CAS No.
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	92-67-1
		92-87-5
		95-69-2
		91-59-8
		97-56-3
		99-55-8
		106-47-8
		615-05-4
		101-77-9
		91-94-1
		119-90-4
		119-93-7
		838-88-0
		120-71-8
		101-14-4
		101-80-4
		139-65-1
		95-53-4
95-80-7		
137-17-7		
90-04-0		
60-09-3		
その他		
19	ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル	131-52-2
		2917-32-0
		3772-94-9
		87-86-5
		13673-51-3
		13673-53-5
		13673-54-6
		23234-97-1
		28990-85-4
		7778-73-6
		その他

No.	化学物質名	CAS No.
20	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)及びペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	507-63-1
		678-39-7
		865-86-1
		2043-53-0
		2043-54-1
		17741-60-5
		27905-45-9
		30046-31-2
		39239-77-5
		60699-51-6
		65510-55-6
		68187-47-3
		68391-08-2
		70969-47-0
		125476-71-3
		1078712-88-5
		1078715-61-3
		CBI
ポリフルオロアルキルベタイン(ジェネリック) (プロピショナル)		
CBI		
変性フルオロアルキルウレタン(ジェネリック) (プロピショナル)		
CBI		
過フッ素化ポリアミン (プロピショナル)		
その他		
21	TSCA 第一次優先10物質	75-09-2
		106-94-5
		25637-99-4, 3194-55-6, 3194-57-8
		1332-21-4
		56-23-5
		123-91-1
		872-50-4
		127-18-4
		81-33-4
		79-01-6

No.	化学物質名	CAS No.
22	ペルフルオロヘキサ酸(PFHxA)とその塩及び関連物質	PFHxAの関連物質とは、線状、又は分枝状のパーフルオロペンチル基式C5F11-を有する物質と別の炭素原子に直接結合した物質および線状、又は分枝状のパーフルオロヘキシル基式C6F13-を有する物質。 ただし、C6F14, C6F13-C (=O) OH, C6F13-C (=O) O-X '又はC6F13-CF2-X' (X '=塩を含む任意の基、パーフルオロアルキル基C6F13-硫黄原子に直接結合している物質は対象外とする。
23	ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS : レベル1物質のPFOA, PFOS, PFHxS, PFCAs, LCPFCA等を除く)	完全にフッ素化されたメチル又はメチレンを含む物質 (OECD)
24	EU REACH 規則 SVHC認可候補物質	物質リスト
25	TSCA 高優先20物質	106-99-0
		85-68-7
		84-74-2
		95-50-1
		106-46-7
		75-34-3
		107-06-2
		156-60-5
		78-87-5
		84-61-7
		117-81-7
		84-69-5
		106-93-4
		50-00-0
1222-05-5		
79-94-7		
115-86-6		
85-44-9		
79-00-5		
115-96-8		

付表2. EU RoHS指令の適用除外項目

EU RoHS指令のカテゴリNo.	物質	適用除外項目	適用除外の満了日
(DEHP, DBP, BBP, DIBP)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ジブチル (DBP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	産業用、農業用、屋外用いずれか限定で使用され、ヒトの粘膜に接触しない 又は、ヒトの皮膚に長時間接触しない部品・材料	なし
8 (b)	カドミウム	電気接点中のカドミウムとその化合物	未定
8 (b) - I		以下に用いられる電気接点中のカドミウム及びその化合物 -サーキットブレーカー -温度知制御センサー -密閉型を除くサーマルモータープロテクター -交流250V以上で定格電流6A以上、又は交流125V以上で定格電流12A以上の交流スイッチ -定格電力が直流18V以上で定格電流20A以上の定格の直流スイッチ -200Hz以上の電源を用いて使用されるスイッチ	未定
13 (b)		フィルターガラス及び反射率標準用ガラス中のカドミウム	未定
13 (b) - (II)		カテゴリ1-7及び10のストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム (EU RoHS 附属書の表示記号 39に該当する用途は除く)	未定
13 (b) - (III)		カテゴリ1-7及び10の反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウム	未定
3(a)		水銀	短尺ランプ (500mm以下) /特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ (CCFL及びEEFL) の水銀が1ランプ当たり3.5mgを超えない
3(b)	中尺ランプ (500mm超1500mm以下) /特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ (CCFL及びEEFL) の水銀が1ランプ当たり5mgを超えない		2025年2月24日
3(c)	長尺ランプ (1500mm超) /特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部陰極蛍光ランプ (CCFL及びEFL) の水銀が1ランプ当たり13mgを超えない		2025年2月24日
4(f)	EU RoHS付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀		2022年9月30日
4(f) - I	EU RoHS付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀		2025年2月24日
4(f) - II	2000 ANSIルーメン以上が必要なプロジェクターに使用される高圧水銀蒸気ランプに含まれる水銀		2027年2月24日

付表2. EU RoHS指令の適用除外項目

EU RoHS指令のカテゴリNo.	物質	適用除外項目	適用除外の満了日
6(a)	鉛	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35重量%までの鉛	未定
6(a)- I		機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる0.35重量%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛メッキ鋼中に0.2重量%まで含まれる鉛	
6(b)		合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4重量%までの鉛	
6(b)- I		鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	
6(b)- II		機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	
6(c)		鉛含有量が4重量%以下の銅合金	
7(a)		高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が 85 重量%以上の鉛ベースの合金）	
7(c)- I		コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中、又はセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例：圧電素子）、ガラス、又はセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	
7(c)- II		定格電圧が交流125V、又は直流250V、又はそれ以上のコンデンサ内の誘導体セラミック中の鉛	
13(a)		光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	
13(b)		フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中の鉛	
13(b)- I		カテゴリ1-7および10のイオン着色光学フィルターガラス類中の鉛	
13(b)- III		カテゴリ1-7および10の反射率標準用に用いられる釉薬中の鉛	
15		集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイ及びキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	
15(a)		下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイ及びキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 -90 nm半導体テクノロジーノード以上の大きさ -いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが300平方ミリメートル以上 -300平方ミリメートル以上のダイまたは300平方ミリメートル以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	
34		サーメット（陶性合金）を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	

付表3. その他規制の適用除外項目

対象規制	物質	適用除外項目	適用除外の満了日
EU POPs	PFOA	半導体製造におけるフォトリソグラフィ、またはエッチングプロセス	2025年7月4日
EU REACH	DBT (ジブチルスズ)	部品・デバイスに用いられる副資材で、消費者に提供されず再使用される副資材への添加剤	なし
		デバイス、半導体及びその他部品に用いられる副資材（トレイ、マガジスティック、ストップ、リール、エンボスキャリアテープ等）への添加剤	なし
		デクセリアルズグループが、DBT化合物を部品・原材料・副資材に対しスズ換算で1000ppmを超える含有で購入する場合も、デクセリアルズグループ及びデクセリアルズグループの生産委託先が加工後に出荷する製品・試作品中への含有量がスズ換算で1000ppmを超えない場合。	
TSCA	リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1))	潤滑油及びグリース（これらを使用した成形品を含む）	なし
	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP)	成形品	なし
	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) 及びペルフルオロアルキル スルホン酸化合物	表面コーティングを有する部品、及び成形品をコーティングする為の材料以外のもの	なし
	TSCA SNUR対象物質	成形品	なし
化審法	UV-328	成形品	なし
	デクロランプラス	成形品	なし

4.2 製品に使用される副資材に関する追加事項

物質名：重金属（カドミウム、鉛、六価クロム、水銀）			
表1の規定に加えて、法の規定に基づき以下の条件を満たす			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての副資材 （表4に具体例を記載）	・ 副資材に対して、合計100ppm（0.01重量%）以上 （水銀、カドミウム、六価クロム、鉛）の含有	即時
適用除外	・ 輸送業者、又は納入業者が所有する通函		
副資材については、以下の測定基準に従って測定する事。			
<p>(1) 六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、4 元素合計で100 ppm 未満であることを確認する。 この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。</p> <p>(2) もし、4 元素合計で100 ppm 以上の場合、まずカドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が100 ppm 未満であることを確認する。 カドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が100 ppm 未満の場合は、更に、六価クロムの検出判定を行い、最終的に、六価クロムが検出されないことを確認する。</p> <p>測定基準：</p> <p>(1) 前処理 カドミウム、総クロムについては、カドミウム及びカドミウム化合物に記載された方法に準ずる。 鉛については、鉛及び鉛化合物に記載された方法に準ずる。 水銀については、主に下記の方法が挙げられる。 - 密閉系酸分解法（例えば、マイクロウェーブ分解法）（例えばIEC 62321-5:2013、EPA 3052:1996） - 加熱気化-冷原子吸光法 - 還流冷却器付き分解フラスコ（ケルダール法）を用いた、硫酸、硝酸での湿式分解法</p> <p>(注) いずれの方法においても、水銀が揮散しないよう注意を払うこと。又、沈殿物が生じた場合は、何らかの方法で溶解して溶液化することが必要である。</p> <p>(2) 測定法 カドミウム、総クロムについては、カドミウム及びカドミウム化合物に記載された方法に準ずる。鉛については、鉛及び鉛化合物に記載された方法に準ずる。 水銀については、カドミウム及びカドミウム化合物及び鉛及び鉛化合物に記載された方法と同様であるが、予め低濃度の混入が予想される場合、還元気化原子吸光法、あるいは水素化発生装置付きICP-OES（ICP-AES）、ICP-MS による分析が適当と考えられる。</p>			
<p>六価クロムの検出判定 （副資材について、カドミウム、鉛、水銀、総クロムの4 元素合計が100 ppm 以上になった場合の確認方法） 検出方法：</p> <p>(1) 前処理 溶出法 [沸騰水抽出法、アルカリ抽出法（例えばIEC 62321 7-2：2017、EPA 3060A）]</p> <p>(2) 測定法 紫外-可視吸光度法（例えばIEC 62321 7-2：2017、EPA 7196A）</p>			

(注1) 主にデクセリアルズグループが製造する製品と共に出荷される包装部品・材料のこと。
デクセリアルズグループに納入される部品・原材料・副資材を包装する包装部品・材料は当標準の対象外とする。

(注2) デクセリアルズグループ以外の輸送業者等が購入した副資材は、当標準の対象外とする。

表4. 副資材の具体例

(注意) 全ての副資材を網羅しているわけではありません。

副資材		
製品に用いるもの		
1	ボトル/シリンジ関係/缶/ドラム	
2	カートン (箱)	あらゆる材料でできた個装、サブマスターカートン、マスターカートン
3	仕切り/スペーサ	
4	緩衝材	発泡プラスチック又はエアークャップ等
5	保護袋 (シート)	発泡プラスチック又は不織布等
6	帯電防止シート/袋	
7	袋	ポリ袋等
8	トレイ/スティック/マガジン	
9	紙管/プラスチックコア/リール	フィルム状製品を巻きつける為の芯、又はリール
10	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、また可動部の保護・固定に用いるもの
11	バンド	PPバンド等
12	インシュロックタイ	
13	シュリンクフィルム	
14	乾燥剤	
15	印刷インキ/熱転写リボン	ラベル等への印刷/印字に用いるもの
16	ラベル	カートン/ボトル/シリンジ関係/缶/ドラム等に貼られるもの
製品に用いられる部品・原材料・副資材をサプライヤーが包装する為に用いられるもの。		
17	把手	把手及びその構成部品
18	枠/板	木枠/合板等
19	ホイル/シート/ラップ	
20	トレイ/リール/スティック/マガジン	
21	袋	ポリ袋又は紙袋等
22	緩衝材	発泡プラスチック又はエアークャップ等
23	カートン (箱)	
24	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、又、可動部の保護・固定に用いるもの
25	バンド	PPバンド等
26	ステーブル	
27	ラベル	カートン/ボトル/シリンジ関係/缶/ドラム等に貼られるもの
28	印刷インキ/熱転写リボン	ラベル等への印刷/印字に用いるもの
物流上で用いられるもの		
29	パレット (木製/プラスチック製)	(注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
30	コンテナ	輸出入等で使用する、あらゆる材料でできたコンテナ (注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
31	枠/板	木枠/合板等 (注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
32	把手	把手およびその構成部品 (注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
33	ジョイント	カートンジョイント等 (注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
34	吊り下げタブ	(注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
35	ステーブル/金具	(注) デクセリアルズグループが購入する物が対象

5. 環境管理物質の含有確認結果 ご報告のお願い

デクセリアルズグループへ納入される製品にレベル1～3物質の含有している場合は、様式1 又は 貴社のオリジナルフォーマットにてご報告をお願い致します。

報告後の内容に変更がある場合は、直ちにご報告ください。

様式1. 環境管理物質管理標準確認報告書

様式1.

環境管理物質管理標準確認報告書

【提出先/お問い合わせ先】
 デクセリアルズ株式会社 サステナビリティ推進本部 マネジメントシステム部 製品環境課
 TEL : 0285-47-3216 E-MAIL : dxj-ml-seihinkankyo@dexerials.com
 当該の『報告書』及び『環境管理物質管理標準 Ver.11.0』の記載内容～情報の確認手順等で、ご不明な点がありましたらご遠慮なくお問合せ下さい。

貴社名 : ○○○○株式会社
 ご記入日 : 20XX/X/X
 ご担当者名 : △△ △△
 TEL : XX-XXXX-XXXX
 E-Mail : xxxxxxx@xxxx.com

・ご回答内容の確認のため、デクセリアルズ製品環境管理部より連絡させて頂く場合がございます。
 ・お取引先の貴社様を通じてのご連絡を希望される場合は、連絡先 (TEL/E-Mail) のご記入は不要です。

納入製品名	含有している物質名	Cas No	含有量 (wt%)	該当表及びNo.			SVHC認可候補物質の場合、製品中の含有部位
				表1 レベル1物質	表2 レベル2物質	表3 レベル3物質	
例 : ABC0000	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	0.10%	No.1			
例 : ABC0000	ビスフェノールA	80-05-7 ((*)	0.01%			No.18	粘着層
例 : DEF0000	ノナデカフルオロデカン酸	335-76-2	2%		No.1		
例 : DEF0000	鉛とその化合物	-(**)	0.05%	No.5			

※ : 記入欄が不足した場合は、欄を追加して記入願います。

連絡事項
 (*) ビスフェノールAは不純物として残留する。
 (**) 鉛とその化合物のCAS No.は特定不可

6. 問い合わせ先

デクセリアルズ株式会社 サステナビリティ推進本部 マネジメントシステム部 製品環境課

TEL : 0285-47-3216

EMAIL : dxj-ml-seihinkankyo@dexerials.com

版数	制改定日	変更内容
Ver.1.0	2012.10.18	初版制定
Ver.2.0	2013.03.19	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規レベル3物質の追加 (フタル酸ジイソペンチル,分岐および直鎖のフタル酸ジベンチル,フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル,エチレングリコールジメチルエーテル,過塩素酸) レベル2物質 (HBCDD, フタル酸ジブチル等)の納入禁止時期の前倒し 対象用途の表現変更 (カドミウム、鉛、水銀、PVC、DBT, DOT、特定ベンゾトリアゾール、フタル酸ジブチル等、包装部品・材料) 基準/閾値レベルの変更 (カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、PCB, PCN, PCT、PBB、PBDE) 誤記の修正
Ver.3.0	2014.03.14	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規レベル1物質(TCCP, TDCPP, PFOA, SF6)の追加、TCEPは、レベル2からレベル1へ変更、 新規レベル2物質(PAH)の追加、 CdおよびCd化合物のレベル2の禁止時期を2014年7月1日へ変更 新規レベル3物質(フタル酸ジベンジル,リン酸トリキシリル)の追加 期日が来てレベル2からレベル1へ変更(HBCDD) 表現方法の変更、誤記の修正
Ver.4.0	2015.07.10	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> Ver3.0の改訂履歴に、新規レベル1物質 (六フッ化硫黄 SF6) を追加 9P目 TCCP→TCCPP、TDCCP→TDCPPへ修正 目次の追加および修正 <ol style="list-style-type: none"> 4.2のタイトルを、「製品に使用される包装部品・材料に関する追加事項」へ修正 4.3として、製品に使用される部品・原材料・副資材の納入に使用される包装部品・材料に関する事項を追加 4.3の「電池に関する追加事項」を4.4へ修正 1.目的に、デクセリアルズ株式会社グループを追加 2.適用範囲を修正 3.用語の定義等において、デクセリアルズ会社グループをデクセリアルズ株式会社グループへ修正 3.用語の定義において、合成高分子に (分子量10,000以上) を追加 4.3において、製品に使用される部品・原材料・副資材の納入に使用される29包装部品・材料に関しては、DXJ,DXSC,DXSZへ納入されるものは対象外とし、DXA,DXEへ納入される物のみを対象とする。事を追記 誤記訂正(8P目：鉛の測定法IEC 62321:2008→IEC 62321-5:2013) 新規レベル1物質 (HCFC, BNST) を追加 期日が来てレベル2からレベル1へ変更[Cdおよびその化合物 (Ver3でレベル2だった用途)、PFOAおよびその塩およびそのエステル (Ver3でレベル2だった用途)、ジブチルスズ化合物 (Ver3でレベル2だった用途)、三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素 (Ver3でレベル2だった用途)、フタル酸ビス (2エチルヘキシル) ・フタル酸ジブチル・フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル (Ver3でレベル2だった用途)、PAH (Ver3でレベル2だった用途) レベル2物質に (フタル酸ビス (2エチルヘキシル) ・フタル酸ジブチル・フタル酸ブチルベンジル・フタル酸ジイソブチル) を追加

版数	制改定日	変更内容
Ver.4.0	2015.07.10	<p>13. 新規レベル3物質（DOTE,DOTEとMOTEを構成要素とする物質）を追加 レベル3物質に（三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素、フタル酸ビス（2エチルヘキシル）・ フタル酸ジブチル・フタル酸ブチルベンジル・フタル酸ジイソブチル、 分岐および直鎖のフタル酸ジヘキシル、UV-328）を追加</p> <p>14. 物質の名称を変更したもの Ver3で特定ベンゾトリアゾールをVer4では 2-(2H-1,2,3,-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチル フェノール（UV-320）に変更。</p> <p>15. 表現を変更した物質 六価クロム化合物、HFC、PFC、SF6、ODS、</p>
Ver.5.0	2017.03.14	<p>定期見直しによる改訂</p> <p>1. 目次 ・4.2,4.3において包装部品・材料を副資材に変更（包装材という用語を使用しない為。）</p> <p>2. 用語の定義の見直し ・納入品、部品、材料、副資材、均質材料、成型品の追加</p> <p>3. 環境管理物質 ・レベル1物質として、ニッケルを追加 レベル3物質として放射性物質を追加 ・以下の物質に関して物質名称を変更・追加 PBB類、PBDE類、HBCD、PCB類、TCEP、TCPP、TDCPP、フッ素系温室効果ガス PFOA、DMF、臭素系難燃剤、塩素系難燃剤、DnHP、EU REACH規則 認可候補リスト 中の物質 ・以下の物質に関して対象・閾値レベルの表現を変更 DEHP、DBP、BBP、DIBP、カドミウム及びカドミウム化合物、鉛及び鉛化合物、 水銀及び水銀化合物、六価クロム化合物、PBB類、PBDE類、HBCDD、PCB類、 SCCP、TCEP、TCPP、TDCPP、フッ素系温室効果ガス、オゾン層破壊物質（CFC、 ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン）、オゾン層破壊物質（ハイドロクロロフルオロ カーボン）、PFOS、PFOA、三置換有機スズ化合物、DBT、DOT、酸化ベリリウム、 塩化コバルト、三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素、DINP、DIDP、DNOP、ホルムアルデヒド、 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料、UV-320、DMF、PAH、臭素系難燃剤、 塩素系難燃剤、DnHP、過塩素酸、EU REACH規則 認可候補リスト中の物質、PVC</p> <p>4. 4.2.1 副資材の定義に、（注1）、（注2）を追加</p> <p>5. 表4.3aの内容を、デクセリアルズグループで使用されている主な副資材へ変更</p> <p>6. 4.2.1、4.3において包装材という用語を副資材に変更（包装材という用語を使用しない為。）</p> <p>7. 4.4の表4.4の表現を変更</p>
Ver.6.0	2018.3.1	<p>定期見直しによる改訂</p> <p>1. 文書管理番号をMS-3004からQS-082に変更</p> <p>2. 4.1環境管理物質の表4.1において、BNSTを削除、HBCDD、オゾン層破壊物質、ニッケルの表現を変更 表4.2において、DEHP,DBP,BBP,DIBPのレベル2の用途をレベル1へ変更 カドミウム、鉛、水銀の適用除外項目の見直し、HBCDDの閾値を変更、 オゾン層破壊物質の対象をモンリオール議定書 附属書 A,B,C,Eの物質へ拡大。 ホルムアルデヒドにおいて、試験方法、閾値を追加 EU REACH規則 認可候補物質中の物質に4種類の物質を追加 表4.4において、鉛の閾値を1部変更、水銀の対象、閾値を集約</p> <p>3. デクセリアルズ株式会社グループからDexerials Advanced Material（Suzhou）Co.Ltd.を削除</p>

版数	制改定日	変更内容
Ver.7.0	2019.3.18	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 表4.1 環境管理物質名一覧中に、管理水準を追記 表4.2 DEHP,DBP,BBP,DIBPにレベル1に玩具または育児製品に使用される部品・材料を追加 レベル2の用途を追加、レベル3の用途を変更 Cd, Pbの適用除外の用途の改訂 PFOSの適用除外の一部を削除 PFOAと個々の塩及びPFOAのエステルに関して、適用範囲を全てに改訂 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、とその塩及び関連物質 ニッケルにレベル1の用途を追加 ホルムアルデヒドにおいて、木工製品に組み込まれる硬質合板、パーティクルボード、 中密度繊維板の追加の基準を削除 表4.2 b EU REACH規則 認可候補リスト中の物質に12物質群追加
Ver.8.0	2020.5.21	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 3.用語の定義の一部（納入品、部品、原材料、副資材）を修正、閾値レベルに一部補足 電池に関する用語を追加 環境管理物質の追加、 新規の規制物質（PFHxS〔EU〕POPs条約〕,4-アミノベンゼン〔EU〕REACH Annex XV II〕, BPA〔EU〕REACH 認可候補物質, (USA) プロポジション65〕,EU REACH規則 CMR物質, EU REACH規則 認可候補物質の一部） 対象が追加・変更された物質（DBHP,DBP,BBP,DIBP〔韓国〕電気用品及び生活用品安全法〕 閾値レベルが追加・変更された物質（Cd〔韓国〕電気用品及び生活用品安全法〕,Pb〔韓国〕電気用品及び生活用品安全法〕,PBB〔EU〕POPs条約〕,PBDE〔EU〕POPs条約〕,PFOAとその塩〔EU〕POPs条約〕,PFOAの関連物質〔EU〕POPs条約〕,Ni〔EU〕REACH Annex XV II〕 4.2.1 副資材の定義を一部補足 4.4電池に関する項目は、表4.2に盛り込んだ為、削除
Ver.9.0	2021.5.17	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.目的、2.適用範囲、において（サンプル）の文言を削除 デクセリアルズ株式会社グループの会社に、Dexerials Precision Components Corporation（DXPC）を追加 3.用語の定義（2）管理水準の(c)レベル3で「将来、レベル2への移行も考慮し」を削除 環境管理物質・規制用途の追加 （新規の規制物質） 〔カナダ〕特定有害物質禁止規則〕 ・1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-トデカフルオロヘキサフルオロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15ジエン（“デクロランプラス”TM）、 ・長鎖（C9-C20）ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）とその塩及び関連物質 ・デカブROMフェニルエタン（DBDPE） 〔EU〕エコデザイン指令(ErP指令)〕 ・ハロゲン系難燃剤 〔EU〕REACH〕 ・ペルフルオロヘキサ酸（PFHxA）とその塩及び関連物質 ・ジオクチルスズジラウリン酸塩、ジオクチルビスコシアシロキシス誘導体、及び他の 脂肪アシロキシン部位の主炭素数がC12であるジオクチルビス脂肪族アシロキシス誘導体 ・テトラエチレングリコールジメチルエーテル、スズ、ジブチルビス（2,4-ペンタンジオナト-0,0'）-, （OC-6-11）-

版数	制改定日	変更内容
Ver.9.0	2021.5.17	<p>[米国TSCA]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) 及びペルフルオロアルキルスルホン酸化合物 ・デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE) ・フェノール、イソプロピレートホスファート (PIP) (3:1) ・2,4,6-トリス (タート-ブチル) フェノール (TTBP) ・ペンタクロロチオフェノール (PCTP) ・ヘキサクロロブタジエン (HCBd) ・TSCAのリスク評価が実施される最初の10物質 ・TSCAのリスク評価プロセスが実施される 20 高優先物質 (対象が追加・変更された物質) <p>[米国カリフォルニアRoHS]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウムおよびカドミウム化合物、鉛および鉛化合物、水銀および水銀化合物、六価クロム化合物 ・塩化ビニールのシート・ラミネートを木製スピーカーの外装に限定 (閾値レベルが変更された物質) <p>[(EU)POPs条約]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペルフルオロヘキサン-1- スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質 (適用除外の期日、用途が変更された物質) ・期日に変更された物質：カドミウムおよびカドミウム化合物、鉛および鉛化合物、水銀および水銀化合物、PFOAと個々の塩及びPFOAのエステル ・用途が変更された物質：ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、と個々の塩及びPFOAのエステル (分析方法が変更された物質) ・一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料、4-アミノベンゼン <p>4. 4.2.1、4.3において、「DXEに納入される部品・原材料・副資材を包装する包装部品・材料は、当標準の対象にする」の文言を削除</p>
Ver.9.1	2021.6.8	<p>1. 1項、2項、2.2項、3項、4.2.1項、4.3項 デクセリアルズ株式会社グループをQS-082 9版と同じデクセリアルズグループに修正 3項にデクセリアルズグループの定義を追加のため、1項 3)でのデクセリアルズグループに関する文言を削除</p> <p>2.3.用語の定義 「(15) デクセリアルズグループ」を追加</p>
Ver.10.0	2022.8.29	<p>1. リストのフォーマット変更 (レベル1～3物質、例示物質、EU RoHS指令の適用除外項目、その他規制の適用除外項目)</p> <p>2. 4.1項 環境管理物質 新規の規制物質 [EU]・ペルフルオロアルキルカルボン酸 (PFACs) C9-C14とその塩及び関連物質、ヘキサクロロベンゼン (HCB) 、 REACH規則 認可候補リスト中の全物質、ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル [米国]・ペルフルオロアルキル化合物 (PFAS)</p> <p>レベル2からレベル3になった物質 [カナダ]・デカブロモジフェニルエタン (DBDPE) ・デクロランプラスTM</p> <p>レベル2からレベル1になった物質 [米国]・TSCA第一次優先10物質 「ストックホルム条約」・ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質</p> <p>レベル3からレベル2になった物質 (対象範囲も変更) [カナダ]・長鎖 (C9-C21) ペルフルオロアルキルカルボン酸 (PFACs) とその塩及び関連物質</p> <p>物質名を変更した物質 「EU REACH規則 CMR物質 (Entry 72) リスト中の物質」を「皮革/繊維製品の環境管理物質」へ変更</p> <p>3. 項目追加 (5項 環境管理物質の含有確認結果 ご報告のお願い、6項 問い合わせ先)</p>

版数	制改定日	変更内容
Ver.11.0	2023.7.28	<p>表紙 断り書きの記載場所を「2.適用範囲」から目立つ場所へ移動 (当管理標準に記載されていない各国・地域の禁止・制限に関する法令がある場合は、それらの法令に従う必要がある旨が重要であるため)</p> <p>2. 適用範囲 「2.1 部品・原材料・副資材への適用範囲」、「2.2 製品・試作品への適用範囲」を削除し、下記文言へ変更 (サプライヤー・委託先では弊社用途を知りえず、弊社では顧客用途を確認できなくとも顧客基準を確認しているため) ・弊社製造拠点及び委託先が製造した製品、試作品 ・上記を構成する部品、原材料、副資材</p> <p>3. 用語の定義 ・削除用語：「対象」(表1～3から「対象」欄を削除のため)、「電池」「ボタン形電池」「電池パック」(弊社に該当製品がないため) ・追加用語：「製品、試作品」(「2.2 製品・試作品への適用範囲」に定義が記載されていたため、記載場所を変更) ・定義の文言修正：「管理水準」のレベル1・レベル3・適用除外の定義から「物質とその用途」に関する文言を削除 (表1.3から「対象」欄を削除のため)</p> <p>4. 環境管理物質 ・環境管理物質名一覧の「管理水準 (レベル)」を表1～3の追加物質・削除物質に合わせて「○」の位置を変更 ・レベル1物質からの削除に伴い、適用除外の「○」を削除 (DOT化合物、PVC及びPVC混合物)</p> <p>表1～3. ・「対象」欄の削除 (サプライヤー・委託先では弊社用途を知りえず、弊社では顧客用途は顧客基準を確認するため)</p> <p>表1.レベル1物質 ・追加物質：[カナダ]長鎖 (C9-C21) PFCAsとその塩及び関連物質)、[米国]リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1)) (レベル2物質から禁止期日到来のためレベル1物質へ変更) ・削除物質：ジオクチルスズ (DOT) 化合物、ニッケル及びその化合物、フタル酸ジイソノニル (DINP)、フタル酸ジイソデシル (DIDP) フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)、ホルムアルデヒド、多環芳香族炭化水素 (PAH)、一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素 (以上、弊社製品が各国法規制の規制対象に該当しないため) ポリ塩化ビニル (PVC) 及びその混合物 (法規制で禁止になっていないため) 皮革/繊維製品の環境管理物質 (弊社に該当製品がないため) ・弊社製品に該当しない対象の閾値レベルの削除 ・ジメチル=フマレート (DMF) の閾値レベル 誤記修正 1000ppm (0.1重量%) 以上の含有 → 0.1ppm (0.0001重量%) 以上の含有</p> <p>表2.レベル2物質 ・追加物質：[POPs条約]・UV-328 ・デクロラプラス (POPs条約で廃絶物質に指定されたため、禁止開始時期：2024年5月1日)</p> <p>表3.レベル3物質 ・追加物質：[EU] フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP) (弊社内の管理を必要と判断したため) ・閾値レベルを全て「含有」へ変更 (閾値を問わず弊社内で管理が必要なため)</p> <p>付表1. 例示物質 ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)：2113-57-5 → 2113-57-7へ修正 (誤記のため)、81831-52-4を削除 (誤掲載のため) 皮革/繊維製品の環境管理物質：削除 (弊社に該当製品がないため)</p> <p>付表3. その他規制の適用除外項目 ・追加物質：[EU]多環芳香族炭化水素 (PAH) [米国] 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP) 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) 及びペルフルオロアルキルスルホン酸化合物 (以上 表1.レベル1物質に記載のあった適用除外文言を「対象」欄の削除に伴い付表3へ移動) ・削除物質：SF6 (社内使用状況を鑑みて削除)、DOT、PVC (レベル1物質から削除のため)</p> <p>5. 環境管理物質の含有確認結果 ご報告のお願い ・様式1：「提出先/お問い合わせ先」・「断り書き」を追加 (提出/問い合わせは、調達部署ではなく、製品環境課にして頂くため)</p>

版数	制改定日	変更内容
Ver.12.0	2024.5.9	3.用語の定義 『デクセリアルズグループ』 Dexerials America Corporation (DXA) , Dexerials Europe B.V. (DXE) ,Dexerials (Suzhou) Co.Ltd. (DXSC) を削除 表1. レベル1物質 ・追加物質：[POPs条約] デクロンプラス、UV-328（レベル2物質から禁止期日到来のためレベル1物質へ変更）
Ver.13.0	2024.8.1	4.1 環境管理物質 環境管理物質名一覧 ・デクロンプラス及びUV-328の適用除外欄に○を追加 表1. レベル1物質（即時禁止） デクロンプラス及びUV-328の適用除外欄に「付表3参照」、主な参照法規制欄に「化審法」を追加 付表3. その他規制の適用除外項目 デクロンプラス、UV-328を追加